

## 平成 27 年度 第 3 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 27 年 12 月 22 日（火） 10 時 00 分～12 時 30 分

場 所：経済産業省別館 1 階 各省共用 108 会議室

出席委員：指宿委員、宇野委員、大石委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、原田委員、平尾委員、藤井委員、藤本委員、安井委員（座長）

欠席委員：梅田委員、奈良委員、柳委員（五十音順、敬称略）

### 1．特定調達品目及び判断の基準の見直し（案）について

#### < 木材・木材製品に係る合法性の確認について >

- 木材に係る合法性証明の経過措置については、できるだけ早く削除すべきである。当初この経過措置を設定した経緯について教示いただきたい。
  - ⇒ 平成 18 年度に木材に係る合法性証明の基準を追加した際、既に契約されているものについてはトレーサビリティの確認が困難であると判断して猶予を図ったものである。今般、基準の追加から 10 年が経過し、当該経過措置の終了について検討を行ったが、特に製材等については、長期間保管されているものも多々あること等から、次年度引き続き影響等の確認を行った上で判断することとした。（事務局）
- 平成 18 年 4 月以前のものを調達している実績について調査は行ったのか。
  - ⇒ 調達の実績は調査していない。実績を把握するためには、国等の各機関に木材を使用した建物、使用箇所、使用量等の詳細な調査をする必要があるため、今回は業界団体を通じて供給側の状況を確認したものである。（林野庁）
  - ⇒ 合法木材の使用が世界の趨勢である今、少なくともグリーン公共調達においては、たとえ 10 年以上前のものでも合法性の確認を要件とすべきである。
  - ⇒ 銘木や天然木を建物に使用する場合には、かなりの長期間在庫として保管し、注文に応じて生産されることが一般的である。こうした業界の構造の問題も踏まえ、検討を行いたいと考える。（林野庁）
  - ⇒ 業界のやり方に問題があるとは思っていない。銘木や古木等については、グリーン購入法の枠外で扱えば良いと思われる。
- 迎賓館など、高級な木材が多く使われ、影響があると思われるものについて、ユーザー側で例外とすれば良いのではないか。
  - ⇒ ご意見を踏まえ、引き続き実態について調査を進め検討をしていきたい。木材はそれ自体が自然物であり、二酸化炭素の固定効果もあるため、環境物品として位置づけることが適当であると考えている。一方で、過剰な伐採、違法伐採があることも指摘されており、そういったものを公共調達から除いていくための仕組みとして合法木材の要件を設定しているところ。木材の合法性については、流通の各段階で証明書を発行し、サプライチェーンの川上から証明を連鎖させるといった運用をしており、今後もそのように対応していくことになると考える。一方で、制度導入以前の古い木材について伐採時の山元まで辿っていくことは殆ど不可能。（林野庁）

- 迎賓館や特殊な古木を使用するものは、特定調達品目の対象ではないという形で整理するのが妥当である。また、資料3の表現について、「現状では経過措置の削除による影響が明らかでないことから」は、「現状では経過措置の存在による影響が明らかでないことから」という表現の方が主旨としては正しいのではないかと。
- 経過措置は、本来はそれを目指したいが時期としてまだ早く数年かかるというものに設定しているとすれば、経過措置がなくても基準を満たすものがどのくらいあるかの実態を把握することで、経過措置の設定や延長の必要性の判断が可能になると考える。
  - ⇒ 調達実績の把握について、現在は仕様書の中でグリーン購入法への適合が要件として入っており、それを満たす製品をどれだけ買っているかを確認している。この上経過措置を外した場合の物品等の調達量までを把握することは、発注の仕方も絡んでくるため今の運用では把握できない。このため、市場の状況を事業者から伺って判断を行っている状況である。（環境省）
  - ⇒ 経過措置を残すだけの理由を明快にする方法を、今後検討していただきたい。
- 木材の供給側の立場としては、木材製品自体がCO<sub>2</sub>の固定化等の環境便益を認められているにも拘らず、環境物品から外れてしまうことが違和感につながっていると思われる。これは、環境物品としての評価の軸と除外するための評価の軸が異なることが原因であると感じている。合法木材の要件を入れた平成18年当時は、それ以前に取得した在庫について、ものとしてはしっかりした木材でありながら、証明書が出されないことで環境便益が評価されないのはいかかなものかということから、経過措置が設定されたと認識しているが、一方で経過措置がいつまでも大手を振って残っていくのも不適切というご指摘も理解できる。経過措置が影響する範囲や量の状況の把握を行った上で対応を検討したい。（林野庁）
  - ⇒ 環境便益の話と合法性、遵法性の話は次元が異なるものである。環境便益が認められているものについても、合法であることが大前提であり、そこをクリアしたものについて優先的に取り扱っていくというのが物事の順序ではないか。また、現在の書き方では経過措置でなく永続的な措置と読めるため、期日を区切れないのであれば「当面の間」といったような言葉を入れるべきである。
- 経過措置を削除した場合の影響がわからないとのことであるが、そうであれば一定期間を経たものはまず削除し、影響が特別に大きい場合に再度入れるという対応もあるのではないかと。また、銘木等については、調達の分母から外してもよいと考える。

#### <合板型枠について>

- 公共工事の合板型枠については、リユースの場合の証明の提出が運用上難しいと考えられるため、状況を調査し、実態に合うよう検討いただきたい。

#### <繊維製品について>

- カーペットについて、リサイクル繊維から故繊維に用語が変更されているが、この違いは何か。
  - ⇒ 今般の見直しにおいて、判断の基準として故繊維の使用について追加することに伴い、繊維関連の品目の用語の統一化を図っている。故繊維の定義は、従来のリサイクル繊維

における定義の対象と同様であり、ポストコンシューマ繊維及びプレコンシューマ繊維が対象となるため実質的な変更はない。(事務局)

- 現状ではプレコンシューマに対する考え方が統一されていない。プレコンシューマの量が増えるとポストコンシューマの回収が後退する懸念があるため、考え方を整理する必要がある。
  - ⇒ 再生プラの定義については、現状では ISO の定義に準拠しているところであるが、次年度、文具類の検討を行う予定なので、プレコンシューマについての考え方も含めて整理したい。(事務局)
- 植物由来の合成繊維に係るバイオベース合成ポリマー含有率の基準値について、回収を行う場合には 4%ということだが、この数値が決められた経緯について教示いただきたい。
  - ⇒ 繊維部分全体重量比で 25% 以上の場合のバイオベース合成ポリマー含入率基準値が 10% 以上であるため、10% に対応する数字が 4%ということから決定した。まずは数値を入れることが重要であると考えたものである。(事務局)
- ポストコンシューマ繊維でリサイクルされているものは市場にあるのか。
- 衣料チェーンでも回収が行われているが、全体の量としては少ない状況である。ただ、個別の企業の取組みとして、作業着や学校の体育着などは、ポリエステルからポリエステルに再生されている事例がある。

#### <グリーン購入法の運用等について>

- 基準がかなり精緻になってきていると思うが、新しいことをざっくりやる、という視点がなくなっているように思われる。
- これ以上は無理な品目とそうでない品目を仕分けする必要があるかもしれない。例えば PHS、OHP などは、状況を見ながら削除することを検討してもよいのではないか。
- 経過措置について、JIS の原案作成でも経過措置は通常年限を区切ってそこまでに達成するという方法を取っている。難しい場合は、業界に計画を毎年提出させ、具体性を持たせた上で経過措置の廃止をするという措置を取るべきである。
- 経過措置として、平成 27 年度までと区切っていたものを、さらに 1 年延長することは業界が強く訴えればまた延長されるという期待感を与えかねない。期限を区切って設定したのであれば、よほどの理由がない限りは終了するという対応をすべき。法的には、経過措置を終了することのデメリットがそれを維持することのメリットを大幅に上回る、社会的な影響が大きいということが言えない限り経過措置は不要と判断されるべきである。
- 特殊な事例については、調達側からの申請をもとに対象から外すことを認める方法についても検討いただきたい。

#### <平成 26 年度調達実績について>

- 事務用封筒については、判断の基準が緩い(古紙パルプ配合率 40% 以上)にも拘らず調達率が低いとのことだが、対応が難しいということか。
  - ⇒ 特定の機関において、封筒への QR コードの印字をするようにしたところ、古紙パルプ配合率が 1% 以上の封筒では読み取りに支障が出ることから、古紙を含まない封筒を調

達したとのことであり、それが全体の調達率に影響している。技術的に対応が困難なのは、来年度業界やメーカーに確認し対応を検討したいと考えている。（環境省）

⇒ 過去にハガキで同様の問題があり、そのために古紙を入れないとしていた経緯がある。

- 民需も含めた総調達量に対する適合品の割合について調査をしているか。

⇒ グリーン購入法の適合品の国内出荷量等については、可能な品目については毎年度業界団体や事業者等に調査を行い市場の状況を確認している。併せて、環境負荷低減効果についても試算している。（事務局）

- 調達率の低い品目については、その理由はわかるのか。

⇒ 実績収集時に、基準を満たさない製品を購入した理由を記入してもらっている。また、調達率 95%を下回る品目については、該当する機関に対し調達できなかった理由を確認しているため、今回のように報告することは可能である。（事務局）

## 2. 平成 28 年度における検討方針・課題（案）について

- 国際展開について、現在は政府調達制度として環境ラベルが基準として参照されている国と、環境ラベルが政府調達をリードする役割として存在する国とがある。中国、韓国が前者、日本やタイは後者である。国際流通商品については、各国のグリーン調達基準によって貿易上のマイナスになる場合があるため、基準の整合性を図り、日本の基準についての情報発信をしていきたい。
- 日本の制度は評価されている一方で非常にわかりにくいという意見も多い。特にグリーン購入法がノンラベルで存在し、さらに上位基準でエコラベルが存在していることは理解が難しいようである。ドイツのように、公共調達こそ高いところをめざせるような仕組みをプレミアム基準の議論においても深め、実現させていくべきであると考え。
- EU が 12 月に出したサーキュラー・エコノミー（循環型経済）のパッケージにおいても、グリーン調達が謳われている。グリーン調達とラベリングだけでなく、民間認証の動き、第三者認証の動きが激しく起こってきており、注視する必要がある。
- グリーン調達でパリ協定に貢献できる切り口はないかという観点で、全体を見直してはどうか。また、会議においてタブレットを利用するなど、紙の使用を抑えるにはどうしたらよいか検討すべき。庁舎管理について、御提案の視点で検討することは賛成である。
- 新たな品目を作るための議論を行う検討会ができればよい。関連して、国等の機関の支出のうち、グリーン購入の可能性がある部分の支出が何%程度か把握しているか。  
⇒ 単価については実績として取っていないため把握していないのが現状である。（事務局）
- 来年はパリ協定元年、伊勢志摩サミット、神戸 3R のフォローイングが要求され、環境パフォーマンスが求められる年であるため、例えば、新規提案募集では、CO<sub>2</sub>削減に資する提案を特に募集する、といった呼びかけを行うのはどうか。庁舎管理については、CO<sub>2</sub>削減に大きく貢献するという理由で取り上げたことは評価できるが、もっとそのことを前面に出し、取組にメリハリをつけていくと良い。
- 来年 4 月から電力の小売が完全自由化され、翌年からは都市ガスも自由化される中で、庁舎で契約する電力について、どのような電力を使うか、といったことも一つの大きな項目とし

て取り上げていただきたい。

- 提案募集については、調達側である省庁等からの提案があってもよいのではないか。プレミアム基準については、今のように試行基準を作り続けていると、環境省が例示を作ってくれるものと期待されてしまう。調達側がより高い基準の自主的な設定に関してノウハウを持てるような策について議論すべき。
- パリ協定における 2013 年度比 26%削減というのは、相当な省エネ対策を見込んでの目標であり、かなり厳しい。パリ協定に対する今後の政府の対応方針にもよるが、次年度はこうした特殊事情をふまえ、余力を持ちながら色々なことを幅広く受け入れられる柔軟な検討体制を取っておく必要がある。
- グリーン調達がその受け皿になるかという問題が大きい。基本方針、各省庁の施策を受けて、積極的に取り組むべき内容を調整するための会議を早い時期に実施できると良い。
- 必要があれば、来年度の検討について今年度中に別途検討を行うことも、委員側としては準備がある。

以上